

一般社団法人日本超音波検査学会 倫理規範

2024 年 12 月 7 日制定

超音波検査に関する倫理的な規範であり患者の権利やプライバシーの保護、検査者の倫理的な責任、適切な検査の実施に関する規定などを含む。

趣旨

本学会は研究者等が研究活動における公共性と倫理性を重視し「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」（令和3年4月16日 厚生労働省 令和4年3月一部改正）に準拠して、本倫理規範を制定する。会員は、この倫理規範に基づき、研究および学術活動を行わなければならない。

基本方針

- ① 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること
- ③ 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考慮すること
- ④ 独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること
※所属施設に倫理審査委員会がない場合は、「所属機関の長の許可を得る」ことになる。「所属機関の長」は、検査部長などの所属部署の長ではなく、病院長、施設長、理事長、センター長、学科長、学長などが該当する。

※症例報告の場合、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の適用外であり倫理審査は不要である。ただし、症例報告でも、学会報告・発表するときや本学会機関誌に投稿するときに、倫理委員会から承認を求められることがある。
- ⑤ 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること
- ⑥ 研究の質及び透明性を確保すること

1. 研究者の基本的責任

研究者は、被験者の権利と安全性を尊重し、科学的な方法論にて、信頼性のあるデータを収集・分析する。また研究成果については、結果の正確性と透明性を保って、研究結果を適切に論文の執筆や学会発表などで報告する責任がある。

2. 研究者の姿勢

研究者は、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示すために最善の努力を払う。また、データの収集や報告において誠実で正直であり、チームでの協力と連携を大切にし、柔軟性と適応力が求められる。

3. 研究の利用の両義性

研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会的利益を最大化し、悪用のリスクを最小化することを心掛ける。

4. 公正な研究活動

研究者は、研究計画書に記載された内容を遵守し、研究責任の所在を明確にする。研究責任者はその決定権を持ち、全ての研究活動において指導的立場を果たす。これには、研究の目的、方法、期待される成果、さらにはデータ管理計画が含まれる。研究者はこの成果を論文や作品などで公表することにより、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに、それに伴う責任を負わなければならない。

特に、ねつ造、改ざん、盗用といった不正行為は、科学的知見の信頼性を根底から揺るがすものであり、これらを厳しく禁じる。研究者は、元のデータを正確に記録、保管する。全ての研究成果の報告においては、データに基づいた正直な解釈を行う必要がある。不正行為への関与、またはその存在を認識しながら報告しない行為も倫理規範に反する。

5. 研究対象などへの配慮

研究者は、研究への協力者の人格と人権を尊重し、その福利に配慮する必要がある。これには、被験者、およびその他の関与者の意見を適切に考慮することが含まれる。個人情報の保護やプライバシーの尊重も、研究倫理の基本である。研究者は、透明性を確保し、関与者からの同意を事前に得ることが不可欠である。説明の際は、研究に関して誤解が生じないように努め、研究対象者が自由意志で研究参加を決定できるよう配慮する。

臨床研究のうち、後ろ向き研究(患者への侵襲や介入がなく、診療データ等の情報を匿名化して用いる研究)については、必ずしも対象となる患者から直接同意を得る必要はない。しかし、研究の目的を含め、研究の実施についての情報を通知または公開(病院内に掲示またはホームページへ掲載)することにより、患者が拒否できる機会を設ける。

症例報告の場合、症例報告対象者には同意を得ておく必要がある。

動物実験を行う場合、研究者は動物の福祉を最大限に尊重し、倫理的ガイドラインに従って、真摯な態度で動物を扱わなければならない。

6. 他者との関係

研究者は、超音波検査技師(士)として専門性の発揮につとめ、研究の目的や方法を他者にわかりやすく説明する義務がある。研究者は自らの研究に対する批判には謙虚かつ誠実な態度で臨む。また、他者の知的結果などの業績は正当に評価し、人格的な誹謗・中傷はしてはならない。

7. 法令の遵守

研究者は、研究ならびに業務において、法令や関係規則を遵守することは勿論、常に自らの知識・技術の習得と向上に努める。

研究の実施にあたり、会員は各所属施設の倫理委員会の審査および研究機関の長の許可を受けた研究計画書に従い、適正に研究を実施しなければならない。

研究責任者は、当該研究が研究計画書に従い適正に実施され、結果の信頼性が担保されるよう、研究に携わる関係者を指導・管理しなければならない。

8. 利益相反

研究者等は、研究を実施するときは、個人の収益等、当該研究に係る利益相反に関する状況について、その状況を研究責任者に報告し、透明性を確保するよう適切に対応する。

研究者等は、自らの研究、審査、評価、判断、学術的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ、適切に対応する。

9. 研究計画書の提出、 研究に係る資料および情報等の保管

研究責任者は、各施設における倫理委員会発行の手引きに従って、研究計画書、説明文書および同意文書、同意の撤回書を作成する。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更する。

多機関共同研究を実施する研究責任者は、当該多機関共同研究として実施する研究に係る業務を代表するため、当該研究責任者の中から、研究代表者を選任する。

研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で研究計画書を作成又は変更する。

研究責任者および、研究計画書に変更が生じた場合は速やかに変更内容を倫理委員会に提出しなければならない。

研究に関する情報や資料（研究に用いられる試料・情報の提供に関する記録を含む）は、各施設の規定に基づき、一定の期間適切に保管する必要がある。

10. 本学会における倫理に関する指針と規程

- 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針
https://www.jss.org/about/doc/14_kojinjouhou.pdf
- 機関誌投稿規程
https://www.jss.org/about/doc/07_toukou.pdf
- 二重投稿に関する注意点
https://www.jss.org/magazine/post_help.html#P7
- 利益相反（COI）に関する指針
https://www.jss.org/profit/coi/coi_2019_shishin.pdf
- 利益相反（COI）の取り扱いに関する規程
https://www.jss.org/profit/coi/coi_2019_kitei.pdf